

東京

足立

抗認知症薬の増量規定  
(単位は1日当たりのmg)

※○数字は有効量



リバストグミン

4.5

9

13.5

18

ガランタミン

8

16

22(増量可)

メマンチン

5

10

15

週2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12

認知症の進行を遅らせる抗認知症薬を規定の有効量を下回りて少量投与した場合、過去3年間で全国の国民健康保険団体連合会(国保連)のうちの県が医療機関からの診療報酬支払い請求を認めない在籍をしたことが、共同連絡の調査で21日、分かった。26都県では、認めない在籍はなかったとして、12県が少量投与を認めないとするなど、抗認知症薬の扱いに地域差があった。

## 診療報酬で国保連

# 9県 少量投与認めず 12県は「認めるべき」

認知症の副作用を避け、個々の患者に適した認知症治療の充実など、今年で明確な審査が課題となる。厚生労働省は「少量投与も医学的に妥当だと判断すれば認めていい」と述べた。審査の差異は解消しよつと協めてくる」としている。抗認知症薬は飲み薬のドネペジルなど4種類が承認され、認知症医療の大変な障害が医療機関の負担になると認められない場合がある。薬剤費が医療機関の負担になると認められないとする理由は、「患者」による認めるべきだ。(仏語、ドイツ)とする地域もあり、見解が分かれた。主に被雇用者が対象の社会保険診療報酬支払基準は「年7月の診療分で、北海道、栃木、埼玉、熊本で各1升、神奈川で7升の査定があった」と回答した。

抗認知症薬の増量規定 アルツハイマー病の認知症状の進行を抑制する飲み薬としてドネペジル、ガランタミン、メマンチノ、貼り薬としてリバストグミンが承認されている。いずれも、吐物などを防ぐため少量で始め、有効量まで増量するとの使用規定がある。例えば、ドネペジルは一日1回から始め、1ヶ月後で2回に増量。高齢認知症はさらに4週間以上経過して10ヶ月まで増量するところである。増量すると悪循環、暴行、歩行障害、飲み込む意欲がない副作用が出る場合もあるとして、減量で少

# 抗認知症薬審査に差

過去の年間に請求を認めたが査定をされたといふ、千葉、愛知、兵庫などの県で「ある」と答へ、26都県で「なし」と回答した。また、京都は非常に微妙な点を多く含む、滋賀は「審査委員会での協議で回答できなく」とし、回答はしなかつた。

認めたかった理由は「(添付文書の)用法用量に従う」

(岐阜、静岡)、「有効用量ではない」(島根)などだった。一方、「医学的判断で少

京都新聞